

静岡県最低賃金が改正されます。時間額 984 円。（10月1日～）

賃上げしやすい環境整備に向けた取組を強化します！

時間外労働上限規制の適用に向けた動向について

令和5年度(第74回)全国労働衛生週間が展開されます

求人者及び職業紹介事業者の皆さまへ

～令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます～

10月は「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です

「働き方改革関連法 オンライン簡易セミナー」を開催！

～次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法《後編》～

「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

令和6年3月高校卒業予定者の求人・求職状況（令和5年7月末現在）

労働災害発生状況（令和5年7月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）

静岡県有効求人倍率（令和5年7月）

静岡県最低賃金が改正されます。時間額 984 円。（10月1日～）

静岡県最低賃金の改正について、静岡地方最低賃金審議会（会長 畑隆）において審議が行われ、令和5年8月23日に最終的な答申がなされました。これを受け、静岡労働局では令和5年9月1日に官報公示を行い、静岡県最低賃金を

時間額 984 円（改定前 944 円）

改定日 令和5年10月1日

とすることを決定しました。

賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした各種支援策や、「静岡働き方改革推進支援センター」での無料相談などをご活用いただき、新しい最低賃金へのご対応をお願いいたします。

★業務改善助成金 コールセンター ☎ 0120-366-440

申請先：静岡労働局雇用環境・均等室



もう、チェックした？



静岡県

最低賃金

984 円 時間額

令和5年10月1日～

賃上げしやすい環境整備に向けた取組を強化します！

静岡県最低賃金を、令和5年10月1日より時間額984円に改正する決定に当たっては、最低賃金審議会答申において、中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げの原資の確保につながる、適切な価格転嫁に向けた取組の強化と、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が活用しやすい、実効性ある支援の拡充の要望が付記されたことから、これを踏まえ、賃上げしやすい環境の整備に係る取組を強化することとしました。

「厚生労働省（静岡労働局）における賃上げに向けた支援施策」

業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。（本年8月31日から拡充改正）



賃金引上げ特設ページ

賃金引き上げに向けた取組事例、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索、賃金引上げに向けた政府の支援情報、労働生産性の向上による賃金引上げの取組など調査等情報など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。



静岡働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

時間外労働上限規制の適用に向けた動向について

来年度（2024年4月）から建設業や自動車運転者等の労働者に対しても時間外労働の上限規制が適用されることとなります。これに関連する各協議会が開催されましたので、お知らせします。

静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

令和5年8月21日、静岡県トラック協会において第20回「静岡県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」が開催されました。本年度の協議会では、荷主を対象とした説明会の実施、荷主団体への要請行動をすることなどの取り組みや荷主企業への効果的な周知・啓発に関して話し合われました。



静岡県建設業関係労働時間削減推進協議会

令和5年7月28日（金）経済団体・事業主団体・県・国（国土交通省中部地方整備局・静岡労働局）等で構成した「静岡県建設業関係労働時間削減推進協議会」が開催されました。

本協議会では、「建設業界のみならず社会全体で2024年問題に取り組む機運の醸成が必要」、「民間発注工事の発注者に対し、労働時間削減への理解が必要」との意見や「民間発注者への効果的な周知方法がポイント」という意見が出ました。

はたらきかたススめ



建設現場も働き方改革@静岡



令和5年度(第74回)全国労働衛生週間が展開されます

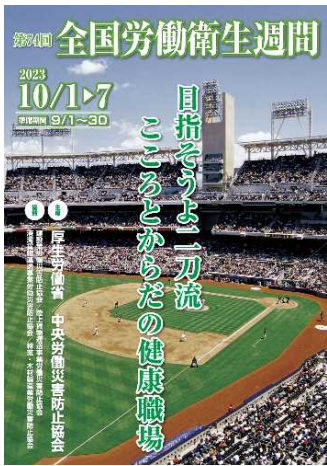
本週間：10月1日～7日 準備期間：9月1日～9月30日

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過労死等事案の労災認定件数は、令和4年度には全国で904件となっており、このうち特に精神障害による労災認定件数は、710件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策をこれまで以上に強化していく必要があります。

さらに、産業医の選任義務のない小規模事業場における労働者の健康確保や取組の推進が大きな課題となっています。

さらに、化学物質による健康障害を防止するための規則が改正されたので、その内容を周知して履行を確保しなければなりません。

今年度は「**目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場**」をスローガンに全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進を図ります。



求人者及び職業紹介事業者の皆さまへ 令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます

職業安定法施行規則が改正されました
求人企業・職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合・職業紹介を行う場合等には、募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが、令和6年4月1日からは、新たに以下の事項についても明示することが必要となります。

- 1 従事すべき業務の変更の範囲
- 2 就業の場所の変更の範囲
- 3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
(通算契約期間又は更新回数の上限を含む)

※詳細リーフレットはこちら➡



【求人者用】



【職業紹介事業者用】

10月は「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です

独立行政法人 勤労者退職金共済機構では、毎年10月を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」として、厚生労働省等関係省庁の後援、関係機関及び事業主団体等の協力の下、加入促進及び履行確保の推進や制度の周知等に積極的に取り組んでいます。

詳しくはホームページへ
中退共 検索

お問合せはお気軽に
(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03)6907-1234
FAX (03)5955-8211

毎年10月は加入促進強化月間です。

簡単
● 外部積立型で管理が簡単
● 退職金試算額もお知らせ

有利
● 掛金は全額非課税
● 掛金の一部を国が助成

安心
● 確実な退職金支払
● 安心の資産運用

中退共の退職金制度なら

社長の決断、応援します。

退職金



詳細は右記URLをご覧ください：<https://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

「働き方改革関連法 オンライン簡易セミナー」を開催！ 【Web申込受付中!!】～次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法《後編》～

静岡労働局では、働き方改革に関連する制度について、企業様のより良い職場環境づくりを応援するため、テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の簡易セミナーを開催しています。
ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

テーマ：【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法《後編》】

★認定マーク「くるみん」「えるぼし」の要件・手続き解説

開催日：令和5年9月20日（水）10：00～10：30

令和4年4月からくるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準が改正され、新たな認定制度「トライくるみん」等がスタートしました！子育てサポート企業として、また、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージ向上や優秀な人材確保につながるための認定取得を推進します！

申込フォームリンク先

➡https://zoom.us/webinar/register/WN_UP472ouJQXW_R54T6lWQpw

お問い合わせ先 静岡労働局雇用環境・均等室 電話：054-252-5310



「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を
上手に活用し
働き方・休み方
を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

秋の休暇を
楽しんで
心に残る
思い出を。

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。



「年次有給休暇取得促進特設サイト」：<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

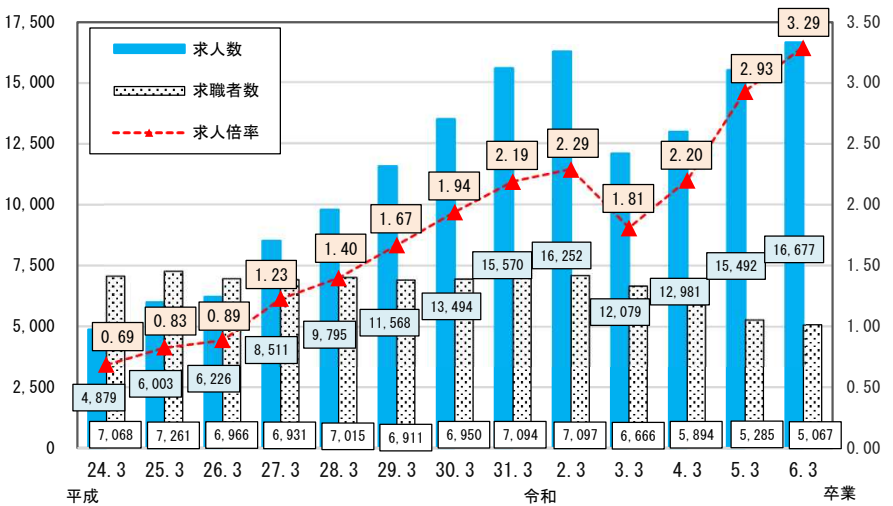
令和6年3月高校卒業予定者の求人・求職状況（令和5年7月末現在）

高校生の求人倍率は3.29倍で、調査開始以来過去最高！

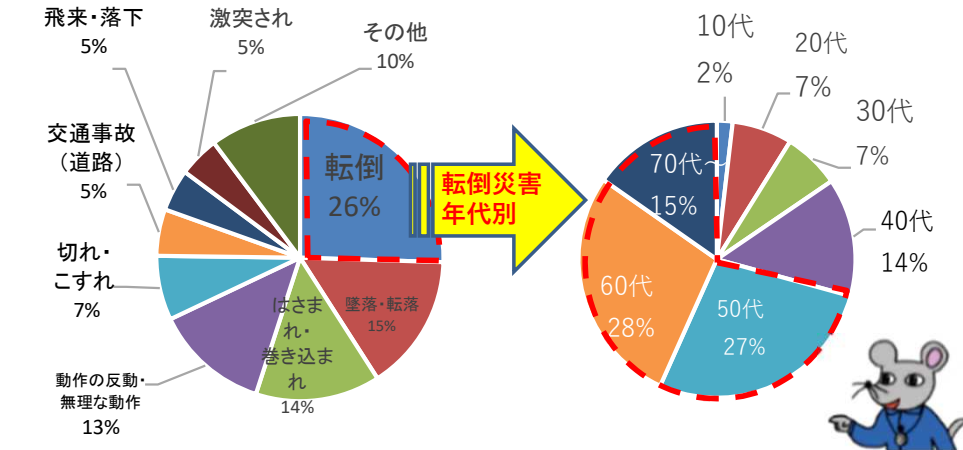
令和5年7月末現在における県内高校生の求人倍率は3.29倍で、前年同期より0.36ポイント増となり、調査開始（平成9年3月卒）以降で過去最高となりました。

令和6年3月高校卒業予定者にかかる採用スケジュールは以下のとおりです。企業の皆様におかれましては、ルールに則った適正な募集・採用活動の実現について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【新規高校卒業生に対する求人活動スケジュール】	
高校が事業所へ応募書類を提出	9月5日以降
企業による選考及び採用内定開始	9月16日以降
一人3社までの応募・推薦可能	11月1日以降
就職開始	卒業後



労働災害発生状況（令和5年7月末現在）（新型コロナウイルス感染症り患分は除く）



ぬれた場所

かいたん

かたづけ

毎日の運動

床の水たまりや氷、油、粉類など危険な状態をみつけ、対策を講じていますか？

階段や段差のある場所など、転倒リスクの高い箇所に対して対策を講じていますか？

身の回りの整理整頓など、日々、作業への意識づけ、教育などを行っていますか？

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

ぬかづけ運動

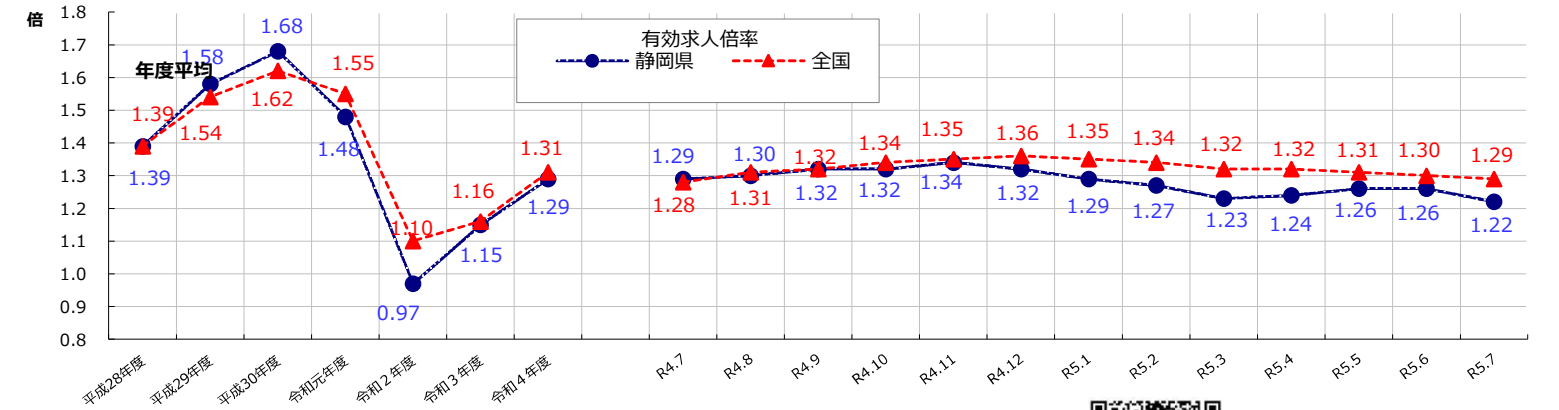
検索

令和5年7月末現在の死傷病災害（コロナ除く）は2130件、うち543件が転倒災害で、全体の約26%です。転倒災害の被災者を年代別に見ていくと、高齢労働者が384人で全体の約70%です。高齢労働者の転倒災害を防止するため対策を講じましょう。

静岡県有効求人倍率（令和5年7月）

＜雇用情勢の概況＞

県内の雇用情勢は、改善の動きに落ち着きがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。有効求人倍率（季節調整値）は1.22倍（全国29位）となり、前月を0.04ポイント下回った。



※詳細は静岡労働局HPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/toukei01_00002.html

